

固定資産の

縦覧・閲覧制度

縦覧制度とは

土地や家屋の所有者で固定資産税の納税者が、他の土地や家屋の評価額等を縦覧帳簿により比較ができる制度です。

縦覧期間

4月1日(火)～6月2日(月)

※土・日・休日を除く平常勤務時間内

縦覧できる方

納税者、納税管理人、委任状を有する代理人

閲覧制度とは

土地や家屋を所有している方などが、課税内容や税額等を確認することができる制度です。

閲覧期間

※土・日・休日を除く平常勤務時間内

※土・日・休日を除く平常勤務時間内

縦覧できる方

納税義務者、納税管理人、委任状を有する代理人、借地人、借家人、1月2日以降の所有者、相続人、管財人、訴え提起者(民事訴訟費用等に関する法律により、申立てをしようとする者が、当該申立ての目的である固定資産の価格により裁判所

へ申立て手数料を納める必要がある場合)

なお、借地人、借家人、1月2日以降の所有者、相続人、管財人、訴え提起者の方は、権利関係等を証明する書面(賃貸借契約書、売買契約書、登記簿謄本、戸籍謄本、選任書、訴状など)の提示が必要となります。

また、縦覧期間中は、所有者の方に課税台帳の写しを無料で交付いたしますので、窓口でお申し出ください。

縦覧・閲覧場所

税務課窓口

縦覧・閲覧をされる方は、運転免許証、健康保険証、納税通知書など本人確認ができるものの提示が必要となりますのでご協力をお願いします。

※固定資産税の納税通知書は、5月1日(木)に発送する予定です。また、第1期納期限は6月2日(月)となります。

問い合わせ

税務課 ☎内線255

開発事業を説明

アドバイザーを派遣

大磯町まちづくり条例では、条例の続きが必要な開発事業を行う際には、事業者が近隣住民(※)に開発構想の内容を周知する事を規定しています。

開発構想の説明を受けても内容が十分に理解できない場合は、第三者であるアドバイザーから説明を受けることができます。

説明が受けられる内容

構想届出書添付図書から判断できる次の範囲内に限ります。

- ① 構想届出書の内容
- ② 事業内容が宅地分譲の場合は、開発事業区域内に設置する道路の接続位置の概略、それ以外にあっては開発事業区域の出入口の概略
- ③ 事業区域からの排水ルートの概略
- ④ 事業区域の計画地盤と隣接地との高低差の概略
- ⑤ 工作物の概略

▼手続き

① 毎月派遣日の10日前までに指定用紙で申請をしてください。

派遣は、毎月20日(当該日が大磯町の休日を含める条例(平成元年大磯町条例第10号)



第1条に規定する日の場合はその翌日)に行います。
② 町から決定通知書を送付しますので、決定通知書に記載された時間内に質問を行い、質問に対する回答の報告書を作成して町へ提出してください。

※近隣住民とは、開発事業区域から15m以内に土地又は建築物を所有する者、開発事業区域面積及び開発事業内容により事業区域から15m・30m・100m等に住所を有する者又は事業を営む者です。

問い合わせ

まちづくり課 ☎内線2442

サロン・ド・カルチャー

5人以上の仲間を集めて、ボランティア講師を招き、学習会を自分たちで運営しませんか。「自ら・共に・学ぶ」喜びは、素晴らしいものです。お友だちと一緒に新しいチャレンジをしてみましよう。



- ▼対象 小学生以上のグループ(未成年者のグループは、成人の責任者が必要です。)
- ▼受付 4月7日(月)～5月9日(金)
- ▼募集 サロン・ド・カルチャー1認定登録3回目までのグループ(1年を1回とし、平成20年度が3回目までの50グループ。ただし、申込多数の場合は公開抽選とします。)
- ▼その他 案内書、申込書は町教育委員会、生涯学習館、国府支所にあります。

問い合わせ・申込み

生涯学習課 ☎内線323